本県の学校における食育推進状況

~平成28・29年度 各校における「食に関する指導」実施状況調査結果の比較~

群馬県教育委員会健康体育課

I 調査目的

「学校における食育」については、その推進が学習指導要領に明記され、児童生徒の発達の段階を 考慮し、学校の教育活動全体を通じて適切に行うこととされている。

そこで、今年度における各校の食に関する指導実施状況(予定も含む)を調査し、食育推進の現状と課題を把握することを通じて、今後の施策展開の参考とするものである。

Ⅱ調査対象

県内公立小学校・中学校(中等教育学校の前期課程を含む)及び特別支援学校

	平成28年度	平成29年度
公立小学校	309 校	306 校
公立中学校	162 校	162 校
公立特別支援学校	1 7校	1 7校
計	488 校	485 校

Ⅲ回答者

各校において食育を推進する上で中核となっている方

Ⅳ 調査期間

平成28年度:平成28年11月28日(月)~12月15日(木) 平成29年度:平成29年11月27日(月)~12月15日(金)

Ⅴ 調査事項

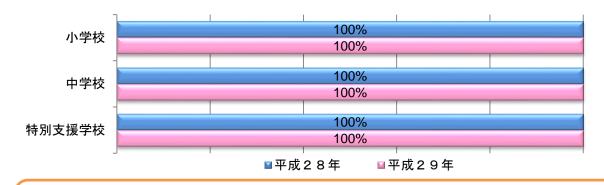
- 1 食育推進体制の整備について
- 2 食に関する指導について
- 3 栄養教諭・学校栄養職員の食に関する指導への参画について
- 4 食に関する個別指導について
- 5 食育教材等の活用について
- 6 家庭・地域との連携について

VI 調査方法

群馬県総合教育センターWeb 内の調査回答入力フォームに各校が入力する

1 食育推進体制の整備

(1) 食育を推進するための組織・委員会の校務分掌への位置付け



〇 食育を推進するための組織・委員会の校務分掌への位置付けは、小学校、中学校、特別支援学校において 100%となっている。

(2) 食育の推進を中心となって担う教員の校務分掌への位置付け



- 〇 食育の推進を中心となって担う教員(食育推進担当)の校務分掌への位置付けは、小学校・中学校において100%となっている。新設された特別支援学校においても、位置付けが進んできている。
- 食育推進担当の役割としては、以下のことが期待される。
- ・食に関する指導の全体計画及び学年別年間指導計画の作成・見直しに関すること
- ・教職員の連携・調整に関すること
- ・家庭や地域社会との連携・調整に関すること
- ・教科等における食に関する指導と給食の時間の食に関する指導の関連付けに関すること
- 「食」に関する情報提供や情報交換に関すること
- 〇 これまで群馬県では、学校における食育を推進するための体制整備に向け、群馬県食育推進計画(第2次)(ぐんま食育こころプラン 2011-2015)における目標として、「食育推進担当組織を校務分掌に位置付けている小中学校の割合を平成27年度までに100%にする」ことを掲げてきた。平成26年度この目標が達成され、各校においては、全体計画を踏まえつつ、食育推進担当者を中心に、食育推進担当組織・委員会を十分に機能させ、全教職員が連携しながら、児童生徒の食生活課題の改善に向けた効果的な指導を推し進めるといった組織的な取組が期待できる。

2 食に関する指導

(1) 食に関する指導の実施



○ 食に関する指導は、平成23年度以降、県内全ての学校で実施されている。

(2) 食に関する指導の全体計画の作成

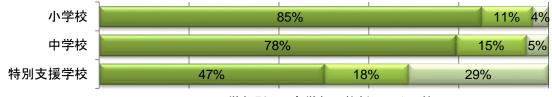


〇 食に関する指導の全体計画は、すべての小学校・中学校・特別支援学校において作成されている。

(3) 食に関する指導の年間指導計画の作成



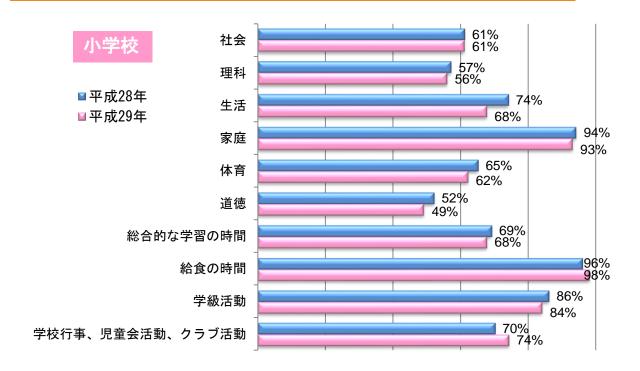
(参考) 年間指導計画の様式とその作成率 (平成29年度)

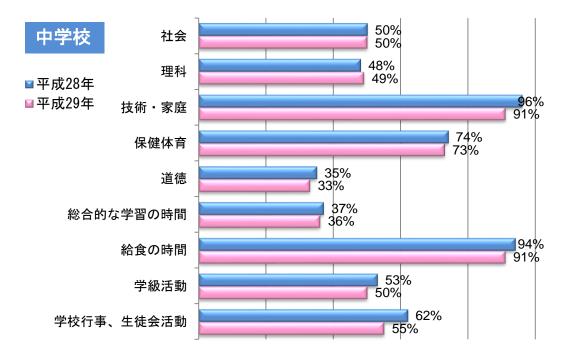


■学年別 ■全学年1枚紙 ■その他

〇 年間指導計画の様式は、「学年別」が昨年度に比べ増加した。群馬県食育推進計画(第3次)(ぐんま食育こころプラン)における目標として、「食に関する指導の学年別年間指導計画を作成し推進している小学校・中学校の割合を平成31年度までに100%にする」ことを掲げている。今後も「学年別」への移行を進め、関連教科等における食に関する指導場面を明確にすることにより、食育の視点を意識した指導を実施することが重要である。

(4) 教科等における食に関する指導の実施状況



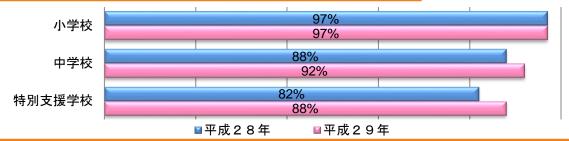


○ 教科等における食に関する指導の実施状況には、まだ課題がみられる。学習指導要領では、 家庭(技術・家庭)、体育(保健体育)、特別活動において、「食育」に関する内容の取扱い を示している。また、関連する教科等においても、各教科等の目標を達成する観点から食に 関する内容や教材を扱い、食育の視点を明確にした指導を行うことで教育活動全体を通じて 食育を推進することができる。

各校における全体計画及び年間指導計画の作成率がほぼ 100%となった現在、計画で示した事項について、年度当初に教職員全体で共通理解を図り、教科等の授業の中で食に関する指導を意図的・計画的に実施していくことが大切である。

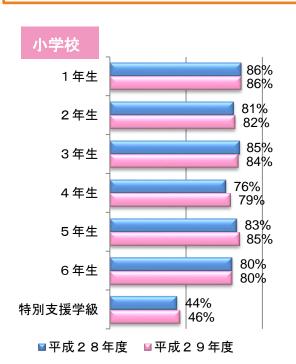
3 栄養教諭・学校栄養職員の食に関する指導への参画

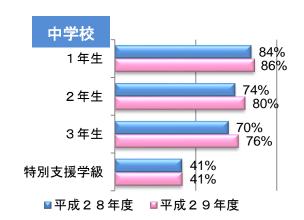
(1) 栄養教諭・学校栄養職員の活用



〇 栄養教諭・学校栄養職員を活用した割合は、中学校・特別支援学校で増加している。

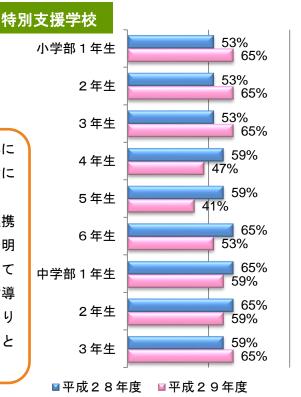
(2) 各学年等における栄養教諭・学校栄養職員の活用





〇中学校においては、昨年に引き続き全ての学年に おいて、栄養教諭・学校栄養職員を活用した食に 関する指導の実施割合が増加した。

○ 各校において、栄養教諭・学校栄養職員と連携 した指導を毎年計画的に行うには、連携場面を明 らかにしておくことが大切である。具体策として は、食に関する指導の全体計画や学年別年間指導 計画及び教科等の指導計画に、色や印を付けたり して、全教職員が認識できるようにしておくこと が挙げられる。

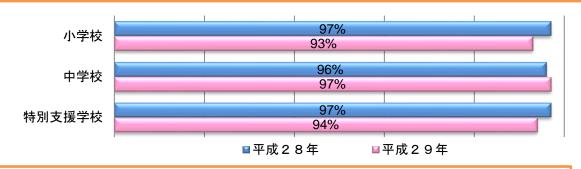


4 食に関する個別指導

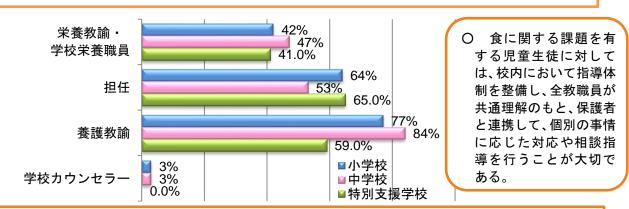
(1) 食に関する個別指導を実施する必要があると考えられる児童生徒がいた学校の割合



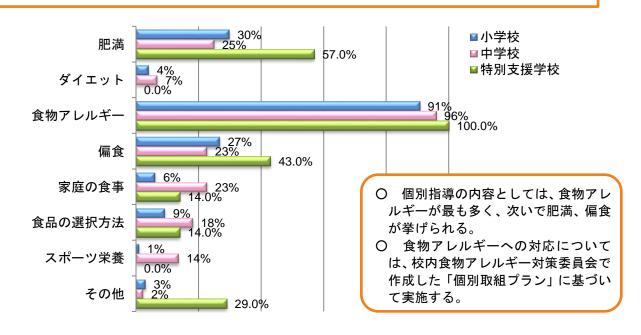
(2)上記(1)の児童生徒に対して、個別指導を実施した学校の割合



(3)上記(1)の児童生徒に対して、個別指導にあたった教職員の内訳(平成29年度)

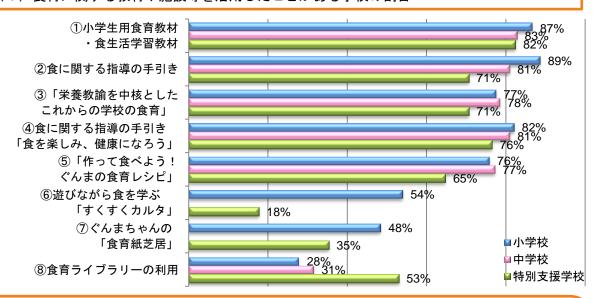


(4)上記(3)における、栄養教諭・学校栄養職員による食に関する個別指導の内容



5 食育教材等の活用(平成29年度)

(1) 食育に関する教材や施設等を活用したことがある学校の割合



① 小学生用食育教材·食生活学習教材(文部科学省)





文部科学省が作成している食育冊子。小学生用食育教材は平成28年2月に配付され、食事の重要性や望ましい生活習慣の必要性について、各教科・領域や給食の時間の中で効果的に学習できるよう工夫されている。食生活学習教材(中学生用)は平成21年3月に作成され、文部科学省のHPに掲載されている。指導者用もある。

② 食に関する指導の手引―第一次改訂版― (文部科学省)



学校における食育の必要性、食に関する指導の目標、食に関する指導の全体計画、各教科等 及び給食における食に関する指導の基本的な考え方や指導方法等について記載した手引書。学 習指導要領や改正学校給食法等を踏まえて平成22年3月に改訂。

③ 栄養教諭を中核としたこれからの学校の食育(文部科学省)



これからの学校の中で栄養教諭を中核として食育を推進する際の一連の取組を「計画」「実践」「評価」「改善」の PDCA サイクルに基づいて明確に示した冊子。栄養教諭をはじめ管理職、学級担任など全教職員を対象に平成29年5月に作成された。

④ 食に関する指導の手引き「食を楽しみ、健康になろう」(群馬県教育委員会)





小・中学校の9カ年を見通した継続的・系統的な食育を目指し、食に関する指導の全体計画、年間計画、学級活動の時間における指導事例を体系的に示した手引書。平成17、18年に各校の担任、養護教諭、学校栄養職員に配布。CD-ROM 版は各校に配付。

⑤ 「作って食べよう!ぐんまの食育レシピ」(群馬県教育委員会・群馬県)



子どもたちの家庭における調理実践を促すために、日頃慣れ親しんでいる学校給食の中から、 生産量が全国10位以内に入る地場産物を使用し、かつ、小学校の家庭科、中学校の技術・家庭 科で学習した知識や技能を活用できる99種類のレシピを掲載。

http://www.nc.gunma-boe.gsn.ed.ip/?action=common_download_main&upload_id=732

⑥ 遊びながら食を学ぶ「すくすくカルタ」 ⑦ぐんまちゃんの「食育紙芝居」



子どもが遊びながら、食について の知識を学ぶことができる教材。掲 示資料としての活用も可能。



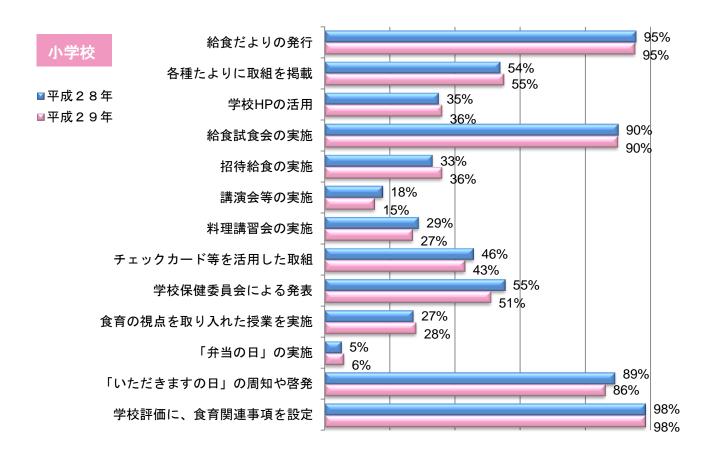
「食事のマナー」「農業理解」 「栄養」「朝ごはん」の4話を収録。読み進めながら食育について学ぶことができる。

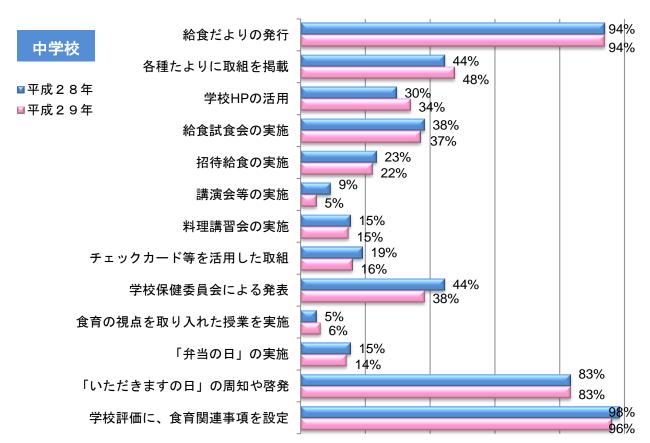
⑧ 食育ライブラリー

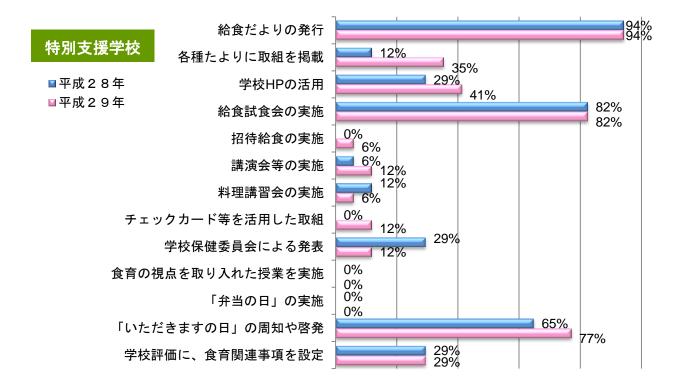
平成24年度から県内50箇所(35市町村44施設、保健福祉事務所、総合教育センター)に特設された食育コーナー。食育教材や関連書籍の展示や貸出し、情報発信を行っている。「すくすくカルタ」や「食育紙芝居」も、貸し出している。設置箇所については群馬県 HP 参照 http://www.pref.gunma.jp/05/d6200127.html

6 家庭・地域社会との連携

(1) 家庭や地域との連携に向けた取組の実施







○ ほとんどの小学校・中学校で、学校評価に食育関連項目を設定している。

学校評価における食育に関連した調査項目(朝食摂取等)は、家庭の教育力を高める要素をもつものである。結果の検証・評価により教職員と保護者が共通理解し、連携・協力した取組を実施することによりさらなる食育の充実が期待できる。

〇 群馬県が提唱している毎月 19 日は「いただきますの日」は、国の第3次食育推進基本計画(農 林水産省)の食育推進の目標である「朝食又は夕食を家族と一緒に食べる共食の回数を増やす」

「地域等で共食したいと思う人が共食する割合を増やす」とも相通じる ものである。本取組については、各市町村、学校、地域が連携して取り 組んでいただいているところであるが、今後ともその取組を充実、発展 させていくことが期待される。



○ 社会環境や食生活が大きく変化する中で、家庭や地域においても食育に対する理解が進み、 子どもに対する食育の取組が行われるよう、学校においては、積極的に情報発信及び啓発等の 働きかけを行うことが大切である。

参照:第3次食育推進基本計画 (農林水産省) http://www.maff.go.jp/j/syokuiku/plan/refer.html

参照: 毎月19日は「いただきますの日」の推進 群馬県

http://www.pref.gunma.jp/cate_list/ct00003177.html